- 1. 弁護側は、刑法38条3項をどのように解しているのか。
- 5 2. 弁護レジュメ2頁3~4行目、「道義的非難は、行為者が単に犯罪事実を表象しただけでは足りず」とあるが、犯罪事実の表象によってその危険を生み出すことでは、その道義的非難の根拠としては足りないと言い切れるのはなぜか。
 - 3. 弁護レジュメ2頁7~8行目、「常習犯人や確信犯は自己の行為が現行法に反していることは十分に承知しているのであるから、違法性の意識は認められ」とあるが、そのよう
- 10 な潜在的・推定的な違法性の意識で、行為者の反対動機の形成がなされたと断定してしまってよいのか。
 - 4. 弁護レジュメ1頁31~33行目、「行為者が犯罪事実を認識していても、その違法性を 認識していなかったとすれば、行為動機を阻止する反対動機が形成されていないであろう から、この場合には、故意の責任非難を加えることができない」とあるが、行為の違法性
- 15 を知り得た、つまり違法性の可能性があった場合にも、人格的非難は向けられるべきではないか。
 - 5. 弁護レジュメ2頁18行目における「根本的な疑問」の具体的内容は何か。

以上